

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年10月15日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	定期検査時重要パラメータ監視装置の点検において、燃料プール冷却浄化系スキマサージタンクレベル計に計測値の表示不良が認められたため、対応検討	D	
2	1号機	定期検査時重要パラメータ監視装置の点検において、原子炉停止時冷却系熱交換器（B）入口温度計に計測値の表示不良が認められたため、対応検討	D	
3	1号機	原子炉停止時冷却系ポンプ（A）メカニカルシール水用冷却器の本体フランジボルト付近より水のリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	1号機	不活性ガス系液体窒素貯蔵タンクの断熱用二重容器内真空度測定装置の電線に断線が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
5	2号機	主復水器細管洗浄装置制御盤の点検において、制御盤用扉の一部に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
6	2号機	プロセス計算機に「B系ソフトウェア異常」の警報が発生し、中央演算装置（B系）が停止したため、当該装置を再起動し、対応検討	D	
7	2号機	停止中の非常用ガス処理系排気放射線モニタ（A系）に指示値の一時的な変動及び復帰が認められたため、対応検討	C	
8	4号機	復水給水系復水前置ろ過器（B）用空気駆動ドレン弁及びベント弁に動作不良（自動開不可）が認められたため、当該弁（2台）を点検、修理	D	
9	5号機	タービン建屋天井クレーン用走行レールの点検において、当該レール押さえボルトに損傷（1本）が認められたため、当該ボルトを交換	D	
10	5号機	復水脱塩装置脱塩塔（No. 8）出口導電率の計器指示値と手分析値に相違が認められたため、当該計器を点検・校正	D	
11	5号機	主タービン油清浄装置ガス抽出機ベント配管及び当該配管サポートに腐食が認められたため、当該部を点検、修理	D	
12	集中環境施設	換気空調系共用サブプレッションプール水サージタンク機器エリア送風機（A）用電動機の点検において、軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
13	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉用投入機（B）の投入口覗き窓取付ボルトに摩耗による緩み（12本中、1本）が認められたため、当該部を点検、修理	D	
14	その他	使用済燃料共用プール換気空調系排気口放射線モニタ（A系）に一時的な指示値の上昇が認められたため、当該モニタを点検、修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで